

令和7年度こどもまんなか青森形成事業企画・運営業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度こどもまんなか青森形成事業企画・運営業務

2 目的

「こどもまんなか社会」の実現に向け、県民の「こどもまんなか社会」に対する気運醸成及び理解促進を図ることを目的に、こどもの意見を県政に取り入れるためのウェブサイトの構築、こども・若者が権利の主体であることを広く周知するための冊子の作成、こどもまんなかアクションに関するキャンペーンを実施することとし、必要な業務を委託するものである。

3 委託内容

下記業務の企画及びディレクション、デザインデータの作成等を行うこと。

- (1) こども向けウェブサイトの構築
- (2) こどもの権利に関する冊子の作成
- (3) こどもまんなかアクションキャンペーンの実施

4 こども向けウェブサイトの構築

(1) 概要

こども施策に対するこどもの意見を聴取するとともに、本県のこども施策を分かりやすく解説したこども向けのウェブサイトを構築する。

(2) 業務内容

下記内容に基づき、ウェブサイトの構築等を行うこと。

① 掲載コンテンツ

ウェブサイトに掲載するコンテンツ（案）は、以下のとおり。ただし、独自の企画により、追加等することも可能。

ア 新着情報

イ こどもへのアンケート

- モニター登録の案内（登録フォームは県が指定する外部サイトにリンク）
- 募集中のアンケート（回答フォームは県が指定する外部サイトにリンク）
- アンケート結果

ウ 本県のこども施策（青森県こども計画（こども・子育て「青森モデル」）、こども向け広報番組等）

② 設計関連

ア 県内のこども・若者（小学校高学年～高校生程度）を主な対象とするため、ウェブサイト内で使用する色やイラスト等は、こどもが親しみやすいものとする。

③ システムに求める機能

ア CMS の構築

- 職員がウェブサイトに掲載するコンテンツを随時修正・追加・削除等を容易にできるものとする。
- 運用ガイドライン、操作マニュアルの整備を行うこと。
- 操作誤り等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。
- 利用者 ID 及びパスワード等で認証を行うことができること。ウェブサーバのログイン認証画面において、パスワード等の重要な情報の入力には暗号化すること。

イ ウェブサイトへのアクセス解析ができるものとする。

④ 運用基盤要件

ア システム要件

- ブラウザ、デバイスの対応は一般的でかつサポートされているものとする。
- マルチデバイスに対応可能なレスポンシブデザインでの設計とすること。
- 使用するサーバ等の機器はホスティングサービスとすること。

イ セキュリティ

- 本システムのウェブサーバ間で行われる通信は、暗号化（常時SSL化）すること。なお、SSL証明書は0V以上とすること。また、アドレスについて、可能であれば県のサブドメインを使用すること。不可の場合はサービス利用終了後、第三者に使用していたアドレスが悪用されないような対策を講じること。なお、SSL証明書等に係る手続き・費用も本業務に含んで行うこと。
- 通信プロトコルについては、HTTPSとすること。
- ドメインの使用については、lg.jpの使用も可とするが、事前に県と協議すること。また、取得したドメインは、本業務終了後も継続使用ができることを前提とし、なりすまし等悪意のある第三者利用を防ぐため、ウェブサイト閉鎖後も一定期間（1年以上）第三者が利用できない措置を取ること。

ウ 運用管理

- ウェブサイトにおいてシステム障害、不正アクセス、その他不具合が生じた場合には、速やかに県へ報告し、必要な措置を講ずること。
- ウェブサイトに関する県からの問い合わせや相談に迅速に対応すること。

エ テスト実施要件

- 本システムの構築過程において適切なテストを実施し、計画・結果について県へ報告すること。

⑤ チラシデータの作成

ア ウェブサイトの概要について容易に理解できる構成とすること。

イ チラシデータの規格は、A4版、フルカラー、片面とすること。

⑥ その他当該業務の円滑な実施に必要な事項

(3) 履行期限

ウェブサイトの構築：令和7年9月30日（火）

チラシの電子データの納品：令和7年10月31日（金）

5 こどもの権利に関する冊子の仕様等

(1) 概要

こどもの権利を広く周知するため、「子どもの権利条約」（1989年国連総会において採択）や本県のこども施策を分かりやすく解説した冊子を作成する。

(2) 業務内容

下記内容に基づき、冊子を作成すること。

① 規格

B5版、18ページ程度、4色刷り

② 印刷部数

3,000部

③ 対象

県内のこども・若者（小学校高学年～高校生程度）

保護者やこども・若者に関わる大人にも配布することを想定

④ 構成

大まかな構成（案）は以下のとおり。ただし、独自の企画により変更可能。

項目	内容イメージ	ページ数
表紙		1
コンセプト	冊子のコンセプト・説明	2
子どもの権利条約	子どもの権利条約（4つの原則等）	6
本県の取組紹介	・青森県こども計画（こども・子育て「青森モデル」） ・こども向けウェブサイト	4
相談窓口	子ども・若者総合案内窓口等	2
その他	独自提案（こどもの権利を理解するためのクイズ等）	2
裏表紙		1

⑤ 留意点

こども・若者にとって分かりやすい構成やデザイン、文章とすること。

(3) 履行期限

冊子及び電子データの納品：令和7年12月26日（金）

6 こどもまんなかアクションキャンペーンの仕様等

(1) 概要

こどもや子育て世帯にやさしい社会づくりを進めるため、「こどもまんなかアクション」に関する体験（席を譲ってもらって嬉しかった等）を県民（子育て世帯等）から募集し、広告配信を行う。

① 募集期間：1か月程度

② 募集ページ及び応募フォーム：県ホームページ等を想定

(2) 業務内容

下記内容に基づき、キャンペーンの企画・運営を行うこと。

① チラシデータの作成

ア (1) のキャンペーンの概要について容易に理解できる構成とすること。

イ チラシデータの規格は、A4版、フルカラー、片面とすること。

② 広告配信及び画像データの作成

ア キャンペーン周知のため、ターゲットを考慮した広告配信（SNS広告またはディスプレイ広告）を行うこと。なお、出稿の際に必要なアカウント等は原則、受注者が用意する。

○ 媒体数：2媒体以上

○ 期間：2週間以上

○ ターゲット：県内在住の子育て世帯（20～40歳代程度）

イ 広告に使用する画像データは、(2)①のデザイン等を活用し、作成すること。

③ 応募者への景品手配及び発送

ア キャンペーン応募者の中から抽選で10名程度に景品を発送すること。

イ 景品の内容については、県と協議の上決定し、手配すること。

④ 「こどもまんなかアクション」のデザインデータ作成及び広告配信

ア 募集した「こどもまんなかアクション」をイラスト等で3つ程度デザイン化すること。デザイン化するものは、県と協議の上、決定すること。

イ アで選定した「こどもまんなかアクション」について、ターゲットを考慮した広告配信を行うこと。

○ 媒体数：3媒体以上

○ ターゲット：県民（10～70歳代程度の幅広い年齢層）

ウ 広告素材については、(2)④アのデザイン等を活用し、作成すること。

⑤ 広告配信レポートの提出

広告配信結果（クリック回数や視聴者の年齢、性別等）について、集計・分析したレポートを県へ提出すること。ただし、配信結果のデータ取得が困難な媒体については、この限りではない。

⑥ その他当該業務の円滑な実施に必要な事項

(3) 履行期限

令和8年3月13日（金）

7 業務履行期限

令和8年3月13日（金）

8 成果品

- (1) 上記4に係る運用ガイドライン及び操作マニュアル、チラシの電子データ
- (2) 上記5に係る冊子及び電子データ
- (3) 上記6に係るチラシ及び広告素材の電子データ、広告配信レポート

9 その他、契約に付帯する事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経て行うこと。
- (2) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者（以下「受注者」という。）が行うこと。
- (3) 本業務で制作する一切の著作物の権利は県に帰属するものとし、県が、県の業務において使用する場合において、受注者の許諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者が協議して決定するものとする。